

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ( )

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の102の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資産区分	種類	目	取得価額					
			取得価額又は製作価額	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	差引改定取得価額 (5)-(6)	円	円	
資産区分	種	1						
	構	2						
	細	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
資産区分	種	1						
	構	2						
	細	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
資産区分	種	1						
	構	2						
	細	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)							8	円